

●香川県告示第177号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院又は救急診療所として次の医療機関を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和3年4月2日

香川県知事 浜 田 恵 造

認定番号	認定の有効期間	医療機関名	所在地
2-20	令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで	医療法人社団弘徳会マオカ病院	高松市瓦町1丁目12番地45
2-21	令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで	医療法人社団少将井いがわ医院	高松市藤塚町1丁目11番1号